

## 8 総括

### (1) 変更契約について

工事等には、自然又は人為的な条件に予期し得ない変更が生じることは避けられず、これらについては、適時・適切な設計変更が行われているところです。また、今年の6月からは、請負代金額の3割を超えるおそれのある工事内容の変更が生じた場合には、発注機関の請負人選定委員会等を活用して意思決定を行うことがルール化されており、変更契約に関する手続きに一定の改善も見られます。

しかし、今回の監査で大型変更について調査した結果、一部に不適切な事例が見受けられました。

今後は、逼迫している県財政にも考慮しつつ、下記の点に更に留意し透明性、公平性のある契約に努めてください。

ア 契約約款第19条は、「発注者は、必要があると認めるときは、設計図書を変更することができる。」と規定していますが、特に追加工事の見込金額が請負代金額の3割を超えるときは、当初工事と分離して施工することが著しく困難・不合理なものを除き、原則として別途発注すること。

イ 入札差金を変更契約の財源とし、工期延長により翌年度へ繰越施工しているものが多数見られますが、県財政の逼迫を考慮し、より緊急で必要な箇所へ再配分することも検討すること。

### (2) 入札不調及び入札中止について

入札不調が一部の案件に発生することは、むしろ健全な受発注者関係の現れとも考えられますが、不調等による工事等の遅れは、県政の停滞や県民サービスに遅れが出ることとなりますので、できる限り避ける必要があります。このため、下記の点に更に留意し発生件数の減少に努めてください。

ア 過去の応札傾向や現在の地域状況等を勘案して、発注の平準化、適切な発注規模・発注要件の設定又は現場条件や市場価格に適した積算に努めること。

イ 受注希望型競争入札で不調の場合に、再度の入札及び随意契約に移行できる規定を実施要領に追加するなど、より迅速な事業執行が図られるような制度改正を検討すること。

ウ 入札中止の原因の多くは、積算や設計図書等における類似したミスによるものであるため、情報の共有とクロスチェックを徹底し、同様の事例を繰り返すことのないように努めること。

オ わずかな積算の相違により入札中止となる入札制度を改善するため、歩掛・設計単価の公表及び質問回答のあり方の再検討と「受注者自らの積算を促す発注方式」の試行を更に進めること。

### (3) その他

ア 特に砂防えん堤工事等において、一括発注の方が有利な事例が下記のとおり見られたため、一定の範囲内で債務負担行為を活用するなど合理的・重点的な発注方法を検討してください。

- ・ 仮設工事等が、年度毎に繰り返し必要となる箇所
- ・ 初年度工事のみでは、事業効果が十分得られない箇所
- ・ 鋼製えん堤等で、初年度に採用した製品に制約されるため、次年度以降の競争性が期待できない箇所

イ 残土処理費用が多額になると見込まれる箇所において、以下の検討を行ってください。

- ・ 良質土との置換が必要な箇所について、土壌改良する場合との経済比較を行うこと
- ・ 管内に盛立が必要な道路改良又は築堤工事等を並行して計画し、残土の有効活用を図ること
- ・ 受注者の任意処分で発注し、変更で多額の運搬費用を追加計上している例があるので、入札時に処分場所・方法の技術提案を受け、最も有効に活用できる者と契約する方法を検討すること

## 第5 監査委員の意見

地方自治法第199条第10項の規定により、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は次のとおりです。

## 1 各部局に共通する意見

## 監 査 委 員 の 意 見

## 1 不正の根絶及び法令遵守

昨年5月の飯田長姫高等学校職員による私費会計（PTA会費等）の金銭着服事件に続き、本年9月にも、更級農業高等学校において職員が架空の点検業務等を発注して財務オンライン端末を操作し、公費をだましとったとして電子計算機使用詐欺容疑で逮捕、起訴され、さらに、学校徴収金を着服したとして業務上横領容疑で追起訴される不祥事が発生しました。これは、県民の信頼を裏切る行為であり、極めて遺憾です。

監査委員としても現下の状況を厳粛に受け止め、再発防止に向け監査委員の職務を全うすべく意を新たにしています。

監査委員として次のことを求めます。

職員の不法行為、不適切な事務処理の状況をみると職員のモラルが低下していると言わざるを得ません。職員一人ひとりが汚職と不正の根絶について、「コンプライアンス（法令遵守）」など規律の確保に努めるとともに、公正かつ厳正な職務遂行について一層意識を高めるとともに再発を防止するために全職員を対象とした倫理研修を定期的実施するよう求めます。

こうした不祥事を防げなかった背景には、事務を担当者に任せきりにして他の職員が現場や書類を確認しなかったなどチェック体制に甘さがありました。また、会計事務における命令権者、確認審査者、担当者が明確にされておらず、執行機能と出納機能が混同されており、それぞれの機能が発揮できるような内部けん制体制となっていないため、内部けん制機能の確保と出納審査体制の強化が図られるように発注・契約業務、出納審査体制の見直しを行ってください。

職員の少ない単独現地機関においては、複数の者が事務処理に当たり、内部けん制の確立と責任の明確化、事務処理の適正化、監査・検査体制の確立等を図ってください。

県職員が関与し多額の金銭を取り扱う団体の会計事務については、事故のないように「団体等会計事務の取扱いについて」（昭和59年総務部長通達、昭和59年教育長通達）を徹底してください。

特に、高等学校等においては不正防止のための具体的な事務処理マニュアル等を整備するとともに、昨年度も指摘したように本庁職員など外部の職員による定期的な確認なども検討してください。

また、国の補助事業において不適切な経理処理が行われていたことが会計検査院から指摘されました。指摘された内容については、今後関係省との協議を経て、個別支出について適、不適が明らかになりますが、「預け金」「一括払」などは国の判断を待つまでもなく不適切は明らかですので、適正な執行に努めてください。

## 監査委員の意見

## 2 委託業務・補助金等の完了検査

委託業務及び補助金事務において、完了検査が適正に行われないまま支出が行われていた事例がありました。また、書面のみによる完了検査で済ませており、実態を把握できているのか疑問を感じる事例もありました。

完了検査は相手方から提出された書面によるだけでなく、必要に応じて現地調査を行ったり、例えば、研修会の出席者名簿など具体的な資料で委託業務や補助事業が適正に行われたか実態を確認するようにしてください。

なお、検査に当たっては、事務担当者以外の職員が行うなど不正防止、適正な事務処理に努めてください。

## 3 随意契約における公募型見積合わせの活用

少額の物品購入、業務委託、修繕工事等については、一定の範囲内で随意契約が認められています。

1件の予定価格が10万円以上の場合、複数の者から見積書を徴取することが原則とされているものの、特定の業者に固定化されている事例が多数見受けられます。

については、現在管財課において実施されている「公募型見積合わせ」の活用について検討してください。例えば、学校や現地機関が発注しようとする案件を最寄りの地方事務所の行政情報コーナー等に公表し、広く見積書の提出を求め、予定価格の範囲内で最低の価格の者と契約を締結する方法が考えられますので、各地方事務所を中心に具体的に検討してください。

## 4 収入未済の縮減

平成19年度末現在の収入未済額は、一般会計で74億1,489万余円、特別会計で14億1,981万余円であり、県税、県営住宅使用料、各種貸付金等において、多額の収入未済が発生しています。徴収に向けて各種の取組が行われており、商工部が貸付金について債権回収業者に債権の調査回収を委託したことは評価できます。収入未済の縮減に向け、滞納者との接触を密にし、交渉経過を記録するなど、適正な債権管理となお一層の徴収努力を求めます。

また、債権管理に当たっては、徴収可能な債権、回収不能に至っている債権を明確に区分し、効率的な徴収を行うとともに、やむを得ず回収不能に至った債権については、不納欠損処分を進めることを検討すべきであると考えます。

## 監査委員の意見

## 5 国の外郭団体等に対する負担金・委託料等の額の見直し

県が負担金等を支出している下表の団体には、多額の繰越剰余金、一般正味財産があると見受けられるものがあります。これからの事業展開のために一時的に繰越剰余金等が多くなることはあり得るものの、団体によっては明らかに過大な余裕金と思われるものもありますので、当該団体に対し、負担金額等の引き下げ、場合によっては当面の徴収停止を提案してください。

なお、以下の団体以外にも同様な団体があるので、各課において見直してください。

## &lt;検討が必要と認められる団体&gt;

(単位:千円)

負担金等交付先団体名	事業規模 (歳出額、 支出済額等)	繰越剰余金、 一般正味財産	当年度剰余金、 一般正味財産 増減額	当県負担額	備 考
(財)自治体衛星通信機構 (一般会計)	2,612,105	9,410,022	△ 277,021	31,552	消防課 地域衛星通信 ネットワーク利用
(財)救急振興財団 (一般会計)	2,917,865	22,389,666	△ 528,697	11,300	消防課
全国知事会	726,310	3,304,074	6,038	9,924	企画課
関東知事会	13,508	16,093	16,093	1,400	企画課
中部圏知事会	3,152	13,479	870	400	企画課
日本下水道事業団	150,230,202	9,835,613	80,828	5,729	生活排水課
(社)日本下水道協会	1,931,105	4,292,044	71,222	1,946	生活排水課 基金特別会計を合算
(財)自治体国際化協会 (一般会計)	3,025,607	13,554,834	△ 566,492	29,000	国際課 海外拠点整備事業分担金
(財)日本道路交通情報センター	4,029,905	2,505,165	467	28,271	道路管理課 委託料 警察本部 負担金
(財)砂防フロンティア整備推進 機構	1,639,577	2,190,423	202,315	22,457	砂防課 委託料3件
(財)不動産適正取引推進機構	1,994,459	1,419,694	104,554	2,210	建築指導課 委託料2件 試験事業特別会計
公営電気事業経営者会議	50,664	66,882	13,879	1,996	企業局事業課 電気事業会計
全国都道府県教育委員会連合 会	82,573	77,607	16,561	1,395	教育委員会 教育総務課
全国都道府県議会議長会	416,116	199,099	34,607	7,493	議会事務局 総務課
(財)日本人事試験研究センター	159,617	131,900	50,198	1,700	人事委員会
自動車安全運転センター	6,532,000	14,252,000	716,000	4,500	警察本部 負担金

(注) 1 表中の団体については、「繰越剰余金、一般正味財産」が一事業年度の「事業規模」の30%を超えている団体、又は、額の多い団体を選定しました。

2 複数会計がある場合は、県からの負担金等を経理する会計を対象としました。

3 「事業規模」について、財団法人の場合は、正味財産増減計算書の「経常費用」を記載しました。

## 2 部局ごとの意見

次の事項については、担当機関としての方針について回答を求めました。

部局等	監査委員の意見	所管課所
危機管理部	<p>1 給食業務の委託</p> <p>給食業務の委託料は1円で落札されていましたが、委託料の予定価格の積算において想定されている従業員の人件費等が実際に賄えるのか疑問があります。食材費は別途支給されているものの、給食内容について契約書どおりの質をどのように保つのか、給食提供に要する全体の費用をどう負担するのか明確になっていませんので契約方法を見直してください。</p>	消防学校

部局等	監査委員の意見	所管課所
企画部	<p>1 高速情報通信ネットワークの整備・活用</p> <p>平成19年7月から749の行政拠点（県機関、教育機関、警察機関、交通管制カメラ等、市町村等）を光ファイバーで接続し複数のネットワークをひとつのネットワークに集約しました。その結果、新たな専用回線が不要となり、費用削減効果として年間維持管理経費が県で約1億5千万円、市町村で約5千万円削減され、質的向上効果として従来の回線速度が約70～160倍に高速化されるなど事務効率の向上が図られました。</p> <p>今後は、移行できなかった既存のネットワークや新規に構築する必要のあるネットワークを可能な限り集約するとともに、市町村との共同利用、外部ネットワークとの接続等を推進してください。</p> <p>また、情報化推進に当たっては、職員間に情報格差が生じないように、具体的で理解しやすい操作マニュアルによる研修や職員へのアドバイス等を充実してください。</p>	情報統計課

部局等	監査委員の意見	所管課所
総務部	<p>1 副知事公舎・妻科庁舎の有効活用等</p> <p>副知事公舎は現在活用されていません。有効活用の見地から関係課と連携をとり将来の方向付けを検討すべきと考えます。</p> <p>また、妻科庁舎は今後の耐震化計画に入っていませんが、老朽化していますので、耐震化や修繕もしくは改築、取り壊し等の具体策を検討してください。</p>	管財課
総務部 建設部	<p>2 小規模工事の設計・積算の集中化</p> <p>職員の少ない現地機関では、建築物に係る小規模工事の設計・積算が以前から課題となっています。地方事務所建築課で個々に相談があれば応じていますが、建築課の人手の問題もあり、現地を見て具体的に設計・アドバイスをするまでには至っていません。</p> <p>設計・積算の効率性や検査・監督の実効性を確保するため、小規模工事などの営繕業務を専らにする組織の設置や人員の配置、地方事務所建築課への業務の位置付けについて検討してください。</p>	行政改革課 住宅課 施設課

部局等	監査委員の意見	所管課所
社 会 部	<p>1 福祉人材の確保</p> <p>少子高齢化社会を迎え、福祉人材の確保及び定着が大きな課題となっています。長野県社会福祉協議会の無料職業紹介事業の実績では、社会福祉従事者の新規求人者数と就職者数の割合は平成16年度が1,177人対150人、平成17年度が907人対119人、平成18年度が1,269人対98人と新規求人者数が増加する一方、就職者数が減少し、需給バランスが著しく欠けていることがうかがえます。</p> <p>これは、過去2度の介護報酬引き下げで事業者が厳しい経営を強いられ、介護従事者の給与水準も低くなっていたことが最大の原因だと思われれますが、21年度には介護報酬の改定が予定され、介護従事者の待遇改善も期待されますので、長期かつ安定的に福祉人材を確保するため、広報・啓発などの事業を積極的に推進してください。</p>	地域福祉課
	<p>2 信濃学園の指定管理者制度導入の検討</p> <p>「信濃学園あり方検討会」では、指定管理者制度の導入についても議論されました。議論の結果を参考に入所者の処遇に配慮しつつ、その導入について具体的に検討を進めてください。</p>	障害福祉課 信濃学園
	<p>3 波田学院入所児童のケア体制の検討</p> <p>被虐待を背景とする入所が主になってきており、家庭環境や親子関係等の事情から中学卒業後も家庭復帰できないケースが増加しています。現在も高校生3名が在籍していますが、18歳までのケアをどうしていくのか検討する必要があると思われれます。</p>	こども・家庭福祉課 波田学院
	<p>4 総合リハビリテーションセンターの財務状況等の公表・環境整備</p> <p>病院部門の収入調定額は平成18年度以降約30%増加しました。これはたとえば手術件数が倍増したことに見られるように、脊椎の手術やリハビリテーションの提供を積極的に行った結果であり、センター全体の経営健全化に向けてセンター内部で経営計画の検討、試算が行われていることと併せ評価します。その試算の精度をさらに高めるとともに、センターの活動をホームページ等で公表し広くPRしてください。</p> <p>また、センター敷地内の職員宿舍や看護師宿舍については、既に監査意見として解体等を求めています。実現していません。リハビリに訪れる県民にとって好ましいものではありませんので、改めて早急な対応を求めます。</p>	総合リハビリテーションセンター

部局等	監査委員の意見	所管課所
衛生部	<p>1 毒物、劇物等の薬品の管理</p> <p>毒物劇物の管理について、盗難防止の方法として国の管理マニュアル等では、管理簿を作成し受払状況を記入し定期的に在庫量を確認するなどの方法が示されています。</p> <p>しかし、県の機関において劇物の払出量が記録されていない事例がありました。</p> <p>管理簿を整備し、在庫量の定期点検及び使用量の把握を徹底することが必要と考えますので、毒物劇物の管理を適正に行うよう指導してください。</p>	薬事管理課
	<p>2 駒ヶ根病院の改築</p> <p>平成21年度からの病院の改築工事に向けて基本設計等が行われていますが、建設費用の妥当性については1床当たり建築費用を他病院と比較するなど、分かりやすい方法で県民に説明してください。</p>	病院事業局

部局等	監査委員の意見	所管課所
環 境 部	<p>1 下水道特別会計の貸借対照表、損益計算書の作成及び管理費の見直し 流域下水道特別会計について、県債残高や処理別コストの説明責任を果たすため、貸借対照表と損益計算書の作成を求めます。</p> <p>また、管理費については流域下水道事業に従事している県職員の人件費などが費用に算入されていないので、是正し市町村に負担を求めてください。</p> <p>流域処理場の規模については、当初計画時から見直しがされ縮小してきています。今後も人口減少や高齢化に伴い、処理水量が減少する可能性がありますので、施設拡充は過大なものにならないように段階的な施工をするなど慎重に計画・実施してください。</p>	生活排水課
	<p>2 委託により日本下水道事業団が発注する工事入札の競争性の確保 建設事務所が日本下水道事業団に委託している建設工事は、日本下水道事業団によって建設業者に発注されていますが、その落札率は85.81%～99.79%と高い水準にあります。入札は一般競争か指名競争で行われていますが、参加業者も1～3社と少なく、毎年同じ業者が受注している事例が多く見受けられます。このため、一般競争入札で業者が決められているといっても十分な競争性が確保されているとは認めがたいのが実態です。県は事業団に対して、参加業者数が増えるような改善策を求めてください。</p>	
	<p>3 日本下水道事業団への委託工事の執行方針の見直し 建設事務所が日本下水道事業団に委託している建設工事については、工事が終了した時点で精算し、委託料に残余があれば県へ還付することになっています。しかし、入札差金はあまり生じず、その差金も変更増や他の委託工事へ流用されており、還付されない差金が多いので、入札差金は不執行にするなど、執行方針を見直す必要があります。</p>	

部局等	監査委員の意見	所管課所
商工労働部	<p>1 委託者が備品等の所有権を有する委託事業の見直し</p> <p>平成15年度スリーバイスリー(3×3)産業コンソーシアム研究開発事業委託において、受託者である(財)テクノ財団が事業実施の際に信州大学農学部内に環境制御温室を設置しましたが、委託事業完了後、県の財産として管理されています。しかし、委託事業完了後の財産管理の实情からみて実態に合っていないので処分等を検討してください。</p>	ものづくり振興課
	<p>2 旧長野技術専門学校上田分校の跡地利用</p> <p>旧長野技術専門学校上田分校の土地・建物は一部が貸付けられていますが、付置施設であった上田成人訓練センターを含め、未利用のままとなっている部分について、有効活用や処分に向け引き続き努力してください。</p>	人材育成課

部局等	監査委員の意見	所管課所
農政部	<p>1 耕作放棄地の解消</p> <p>平成17年の県内の耕作放棄地は平成12年の農林業センサスの数値から1,490ha増加しており、中山間地域が8%、平地地域が12%、全体で10%の増加となっています。耕作放棄地率も17.5%で全国の9.7%を大きく上回っています。</p> <p>現在、国の方針に基づいて市町村において耕作放棄地の実態把握が行われていますので、その結果を踏まえ、農地としての耕作可能性を見極めつつ、農業生産が確保されるよう、市町村が策定する耕作放棄地解消計画への助言及び支援を行ってください。</p>	農村振興課
	<p>2 薬品の管理</p> <p>毒物劇物の管理について、盗難防止の方法として国の管理マニュアル等では、管理簿を作成し受払状況を記入し定期的に在庫量の確認をするなどの方法が示されています。使用している劇物については、在庫量を確認したとき及び購入時に管理簿に記入しているものの、払出量の把握がされていないので、使用した時の残量を記録し、在庫管理をしてください。また、一般の薬品についても定期的に在庫量を確認してください。</p>	飯田家畜保健衛生所

部局等	監査委員の意見	所管課所
林務部	<p>1 信州型森林地理情報システム構築の推進と運用</p> <p>平成17年度から基本構想、仕様の策定、森林計画図のデジタル化、基幹システムの開発を行い、平成20年度はサブシステム開発や操作研修等の実施を行い、平成22年度運用開始に向けて信州型森林地理情報システム(GIS)構築事業に取り組んでいます。</p> <p>約150万件に及ぶデータ整備により、森林法で定める森林簿と森林計画図に加え、森林整備の実績や治山台帳など様々な森林関連情報が一元化され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を介して現地機関や市町村も利用可能となる予定です。</p> <p>信州の森林づくりアクションプランを確実に実行するため、事業の着実な推進と情報共有者に対する十分な教育等、効果的な運用が可能となるよう取り組んでください。</p>	森林政策課

部局等	監査委員の意見	所管課所
建設部	<p>1 効果的な社会資本の整備</p> <p>今年6月に橋梁長寿命化修繕計画が公表され、合わせて損傷が確認された橋梁1,374箇所が公表されたことを評価します。社会資本の整備に当たっては、現状を県民に知ってもらうことが必要です。</p> <p>限られた予算の中、工事箇所の採択に当たっては、できるだけ客観的な指標によるなど、県民への説明に努めてください。</p>	道路管理課 道路建設課
	<p>2 債務負担行為の活用</p> <p>砂防えん堤など完成までに数年を要する構造物の建設において、毎年入札を行い一部分ずつ工事を進めている例が見られました。</p> <p>一括発注の方が仮設工事等を毎年繰り返さずに済み、入札等も不用になるなど経費や事務手続の面でメリットが期待できますので、債務負担行為を有効に活用し、効率的な事業執行に努めてください。</p>	砂防課
	<p>3 住宅新築資金等貸付助成事業補助金の債務負担行為の設定</p> <p>長野県住宅新築資金等貸付助成事業補助金(特定助成事業)は平成23年度まで存続し、今後、総額6,547万円の支出が見込まれます。補助対象市町村が年によって対象外になる可能性はありますが、将来確実に見込まれる負担として債務負担行為の設定について検討してください。</p>	住宅課

部局等	監査委員の意見	所管課所
会計局	<p>1 会計事務の相談体制の推進</p> <p>お出かけ会計相談に代えて会計実地検査に重きを置くことになりましたが、現地機関にとっては会計事務に不慣れな場合もありますので、必要に応じて随時出向くなど、相談しやすい体制づくりに努めてください。</p>	会計課

部局等	監査委員の意見	所管課所
教育委員会	<p>1 私費会計と公費の区分の明確化</p> <p>PTAや同窓会会計から各高校の教育現場に対する支援が行われています。進路指導の講師謝金や資料購入費、文化祭費用、クラブ助成費のように生徒に直接還元されるものが主です。しかし、中にはスクールカウンセラーの謝金を支援してもらっている事例など、本来県が支弁すべきものもあります。現在のところ、PTAなどからの支援の受入れについては、一般的な通知によっていますが、私費会計と公費との区分を明確にするためにはある程度具体的な基準が必要と思われますので検討してください。</p>	高校教育課 教学指導課 松川高校 大町高校 飯田長姫高校 阿南高校 飯田高校 下諏訪向陽高校 諏訪二葉高校 穂高商業高校
	<p>2 知的障害特別支援学校高等部分教室の設置</p> <p>知的障害特別支援学校高等部の教室の増設はどこまで必要なのか、県立高等学校における分教室の設置も推進しながら計画的に進めてください。</p> <p>なお、分教室は通学しやすい高校に設置するようにしてください。</p>	特別支援教育課 高校教育課
	<p>3 特別支援学校の寄宿舍への人員配置</p> <p>特別支援学校の寄宿舍については、業務量が時期的・時間的に繁忙がありますので、業務実態に応じた人員の配置を求めます。その場合、パート勤務を導入することが現実的なシステムと思われますので検討してください。</p>	特別支援教育課
	<p>4 若槻養護学校のあり方</p> <p>若槻養護学校は今後どう運営していくのか、訪問教育が終了する平成25年度以降のあり方について、具体的な検討を進めてください。</p> <p>なお、現在の校舎は老朽化が著しいので、児童生徒の安全が確保されるよう、早急に耐震補強工事等を実施する必要があると思われます。</p>	

部局等	監査委員の意見	所管課所
教育委員会	<p>5 松本盲学校のあり方</p> <p>生徒36人中14人が成人（中途視覚障害者）であり、資格取得に向けた職業教育や自立支援が主となっていると思われます。この点について、長野盲学校と同様に見直す時機と思われますので、長野地区における再編の検討を参考に今後の方向を研究してください。</p>	特別支援教育課
	<p>6 オリンピック施設起債償還費等補助金の債務負担行為の設定</p> <p>市町村が建設したオリンピック施設に係る起債の償還に対して補助金を支出していますが、これは将来確実に見込まれる負担ですので債務負担行為の設定について検討してください。</p>	スポーツ課
	<p>7 総合教育センターの有効利用</p> <p>センターの施設活用については、教育委員会に限らず、他部局の研修、講演、会議等の利用を広く呼びかけ施設利用の向上に努力されています。</p> <p>研修室によっては利用率の高いものも見られますが、教科研修室等特殊な教室については利用率が30%台と十分に利用されていないため、研修室等の平均利用率は41.9%となっています。また、宿泊棟の利用率も約20%と低い状況となっています。</p> <p>宿泊棟については、利用促進検討会を設置し検討しているところですが、引き続き施設全体の有効利用に努めてください。</p>	総合教育センター 教学指導課
	<p>8 随意契約における公募型見積合わせの活用</p> <p>工事の発注に際しては、250万円以下の随意契約案件であっても競争性を確保するため公募し、参加業者を増やすなど、特定の業者に集中することを極力避ける工夫をしてください。</p> <p>また、委託（自家用電気工作物、消防設備、ポンプファン、空調設備、風力発電の保守点検業務等）については、18年度と19年度で予定価格・落札額とも同額であり、落札業者が変わっても同じ額で落札している事例が見受けられたので、参加業者数を増やすなど、競争性がより確保されるよう配慮してください。</p>	長野工業高校 松代高校 屋代高校 高校教育課

部局等	監査委員の意見	所管課所
	<p>1 委託料積算に際しての必要人数の精査</p> <p>各種講習会業務や、放置車両確認、車両の保管・駐車に係る業務、道路使用許可調査業務を委託により行っていますが、多くは一者随意契約で行われています。これは受託可能な者が現実的に限定されているためですが、透明性・競争性の確保という面では課題があります。委託料の積算過程における積算人員数は妥当かどうか、毎年の実績確認に当たっては特にこの点に留意し、次年度の委託料積算に活かしてください。</p>	会計課
警察本部	<p>2 留置施設の効率的運営</p> <p>警察官不足のため県内警察署25署中6署の留置施設が年間を通じての常時使用となっていない中、移転改築される諏訪警察署では、収容定員を大きくする計画です。</p> <p>これにより、効率的な留置施設運営が可能となり、今後のあり方として評価できます。</p> <p>また、留置施設の業務には、配膳、清掃などの補助的な業務もあり、規模が大きくなればこれら業務も増えるので、支援要員の活用を更に進めることと併せて効率的な留置施設運営に努めてください。</p>	監察課

部局等	監査委員の意見	所管課所
地方事務所	<p>1 外国人の帰国に伴う個人県民税の徴収</p> <p>上小地方事務所管内において外国人が帰国したために個人県民税が不納欠損となった件数と金額は平成17年度が278件で1,039,843円、平成18年度が705件で3,070,490円、平成19年度が467件で2,655,529円と件数・金額ともに高止まりとなっています。</p> <p>他の管内も同様と推測されますが、不納欠損に至らないよう更なる取組を求めます。</p>	<p>上 小 地方事務所 (税務課)</p> <p>税務課</p>
	<p>2 遊歩道整備工事の経済性・有効性</p> <p>田園空間整備事業上田青木地区で、平成18年度(17年度繰越事業)及び平成19年度に遊歩道整備の工法として、特殊ウレタン樹脂やガラスファイバーを混合したウッドチップ舗装を採用しましたが、舗装単価がアスファルト舗装と比較して約3倍と高価であること、また、地域発元気づくり支援金を活用して現地機関と地域住民が協働で遊歩道を整備している事例があることから、工法・整備手法の選定に当たっては、経済性や地域住民による維持管理等にも十分配慮した検討が望まれます。</p> <p>今後は、計画に見合った利用状況、耐久性の検証及び維持管理面での地域住民の参画などの有効性検証のために工事実施数年後に現地調査を行い、新事業に活かしてください。</p>	<p>上 小 地方事務所 (農地整備課)</p>
	<p>3 中山間総合整備事業の精査</p> <p>中山間総合整備事業では公共事業評価で「残事業精査」を求められることが多くなっています。真に有効に利用される施設整備を行うよう、計画策定時、見直し時には十分に検討してください。</p>	<p>長 野 地方事務所 (農地整備課)</p> <p>木 曾 地方事務所 (農地整備課)</p> <p>農地整備課</p>